



2024/10/21 17:14 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	2800000477936
地図番号	[余白]	筆界特定	[余白]		
所 在	松江市北堀町				[余白]
① 地 番	②地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
15番	宅地	1054:44		15番1を合筆	
[余白]	[余白]	[余白]	:	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記	
			:	平成13年5月10日	
			:		
[余白]	[余白]	1004:79		③錯誤	
			:	〔令和6年10月18日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成1年2月17日 第3300号	原因 平成1年2月14日売買 所有者 島根県 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月10日

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成13年5月10日	不動産番号	2800000484492
所在図番号	余白				
所在	松江市北堀町 15番地				余白
家屋番号	15番				余白
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付【登記の日付】	
事務所	鉄筋コンクリート造陸屋根 3階建	1階	291.07	昭和46年4月20日新築	
		2階	288.46		
		3階	232.18		
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月10日	
表題部 (附属建物の表示)					
符号	①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付【登記の日付】
1	車庫	鉄筋コンクリート造 陸屋根平家建	21.00		余白

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成1年2月17日 第3301号	原因 平成1年2月14日売買 所有者 島根県 順位3番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成13年5月10日



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和6年6月12日
松江地方法務局

登記官

榎浦 勉

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D34800 (-1/1)

